資料 2

水道料金のしくみ

1 料金体系のしくみ(基本料金と従量料金)

【二部料金制】

基本料金

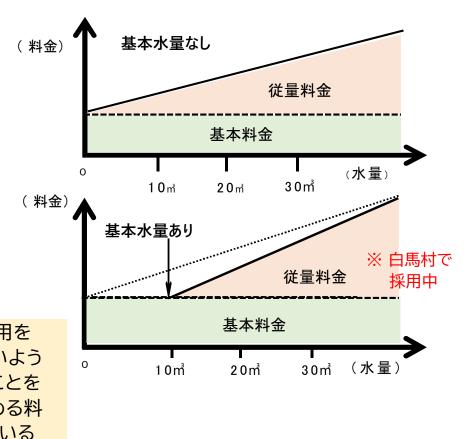
水使用の有無にかかわらず徴収される料金です。

従量料金

実使用水量に単価を乗じて算定 し徴収される料金です。

【基本水量とは】

公衆衛生上の観点から、風呂やトイレの使用を 控えるといった過度な節水意識が働かないよう 一般の方に積極的に水道を使ってもらうことを 目的に、基本料金に一定分の使用量を含める料 金体系のことで、この基本料金に含まれている 水量を「基本水量」といいます。

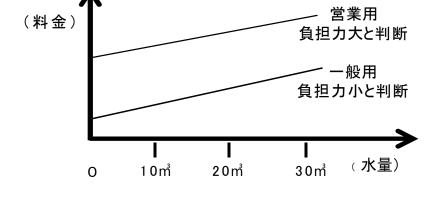


2 基本料金の種類(用途別と口径別)

用途別

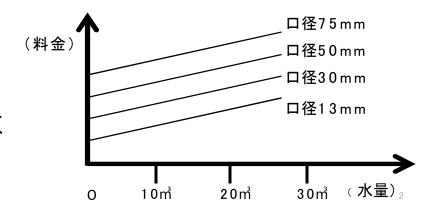
水を使用する用途(負担力) に応じて、一般用、営業用、 工事用など用途別に価格差 を設ける体系です。

※白馬村で採用中 (別荘とそれ以外に区分)

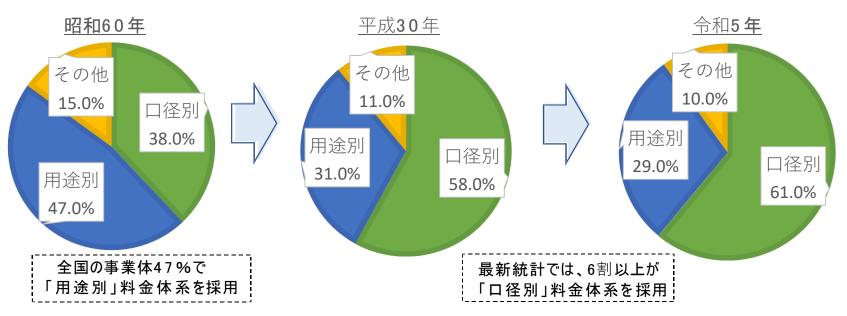


口径別

大きな口径ほど一度に多くの 水を使用することができます が、施設への費用負担が大きく なるため、口径の大きさに応じ て価格差を設ける体系です。



3 基本料金の種類(用途別と口径別の採用状況)



※グラフは全国の事業体の統計数値であり、日本水道協会「水道料金表」各年度版より作成

「用途別」から「口径別」へ移行する傾向に

施設の整備を進めている時代は、一般生活用の利用を増やすため「用途別」が主流でしたが、全国的に「用途別」から能力に応じた「口径別」の負担が主流になってきました。

1

4 従量料金の種類(均一型・逓増型・逓減型)

均一型

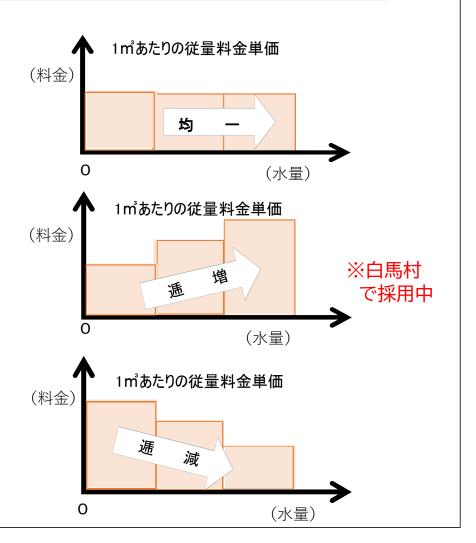
使用量の増加によらない、 従量料金単価が一定の料金 設定です。

逓増型

使用量の増加に伴い、従量料金単価が高額となる料金設定です。

逓減型

使用量の増加に伴い、従量料金単価が低額となる料金設定です。



5 料金算定の基本的な考え方

水道料金算定要領 日本水道協会発行

⇒ 標準的な水道料金の算定の考え方を示したものです。

算定要領では次の考え方を推奨しています。

- ◆ 口径別料金体系が望ましい
- ◆ 従量料金は単価均一型(逓増でも逓減でもない)
- ◆ 基本水量は付与しない

6 料金算定に関する法令

独立採算の原則

- ◆地方公営企業法第17条の2第2項
 - ➡原則、公営企業の経営に伴う収入(水道料金)をもって運営を行う。

水道料金の決定原則

- ◆水道法第14条第2項
 - →料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
- ◆水道法施行規則第12条
 - ➡料金が、概ね3年を通じて財政の均衡を保つことができ、明確な根拠に基づき設定されたものであること。
 - →水道の利用者相互間の負担の公平性を勘案して設定されたものであること。

白馬村の水道料金

1 現行の水道料金表

【白馬村水道料金表】(適用:平成31年10月分より)

料金	基本料金(1か月につき)		従量料金	
用途	基本水量	金額	使用水量	金額 (1 m³につき)
一般用住宅 営業及び兼用	5㎡まで	1,200円	6 m ³ ~3 0 m ³ まで	140円
官公署及び学校用 アパート・寮用			$3 1 \text{m}^{3} \sim 7 0 \text{m}^{3} \text{\ref}$	160円
車庫・倉庫用 グラウンド・その他用			7 1 m ³ 以上	170円
別	5 ㎡まで	2,200円	同上	同上

※水道料金:上記の水道料表により算定した金額×消費税10%を加算(10円未満切り捨て)

【メーター器使用料金】

口径(mm)	月額
13	100円
20	180円
25	210円
30	280円
40	360円

【水道料金の算出例】

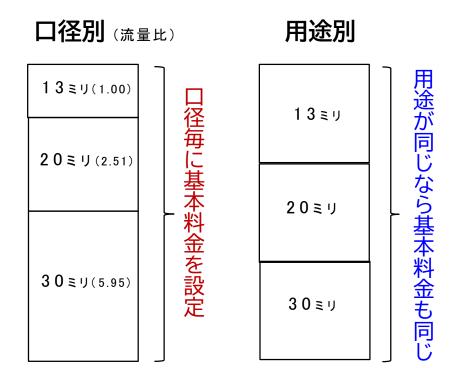
一般住宅(水道メーターロ径13mm)が、月に20㎡使用した場合の水道料金

1,200円〈基本料金5㎡〉 + 2,100円〈従量料金15㎡〉 + 100円〈メーター使用料〉+ 340円〈消費税〉 = 3,740円

【現行の料金設定】

	基本料金種類	従量料金種類	その他
白馬村	用途別	逓増型	基本水量付き(5㎡)

2-①検討のポイント口径別と用途別の選択



【口径別】

使用可能水量(メーター口径) に着目して基本料金を設定す る手法です。

口径が小さいほど少ない料 金となります。

【用途別】

用途によって基本料金を設定する手法です。

用途が同じなら使用可能水量が大きくても小さくて も同じ料金となります。

へ 口径別水道メーターの基本 、料金差イメージ図



口径別料金体系を選択したい

なぜ口径別か・

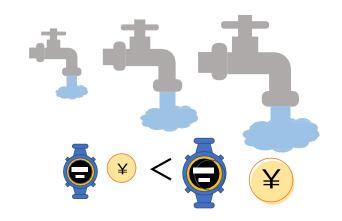
用途別 「何に使うか」

業務用 生活用





口径別 「一度にどのくらい使えるか」



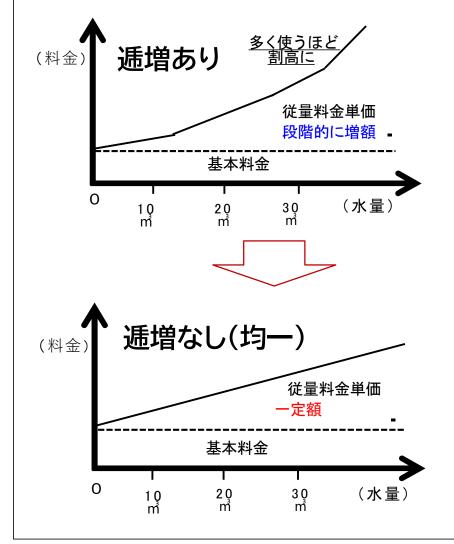
使用の用途区分ごとに、均等に基本料金 を負担し合うため、業務用を例にすると、 小規模事業者も大規模工場も同じ基本料 金になります。

⇒一度に多くの水を利用するには、設備 投資コストがかかりますが、その価格差 を料金に反映することができません。

大きな口径ほど、一度に多くの水を使 用できるため、利便性が増しますが、 設備投資コストが大きくなります。

⇒水道使用に対する利便性や設備投資 に見合う料金設定が可能となり、料金 区分の考え方が明確になります。

2-②検討のポイント 均一型と逓増型の選択



水道拡張の時代は

水資源確保のため、従量料金を 段階的に上げて、大口利用者の水の 使いすぎを抑制していました。

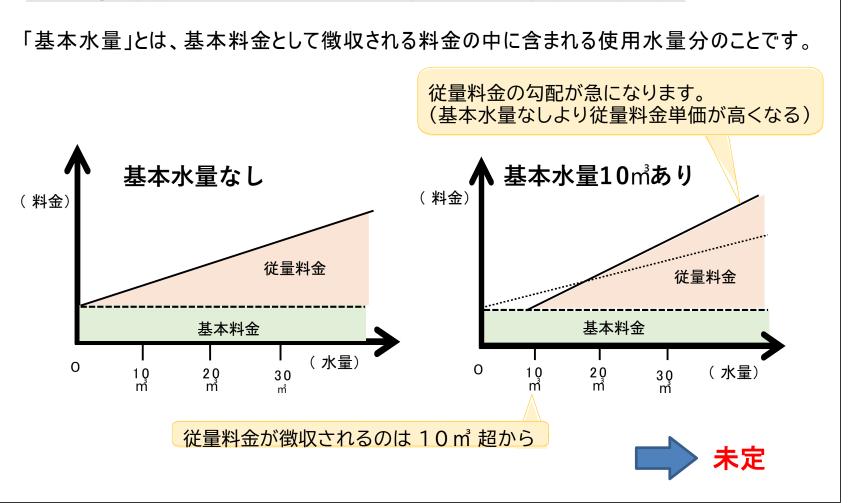
現在は

水需要が減少し、供給能力も確保された今、新たな料金を考えるには逓増型からの見直しが必要となっています。

均一型に統一することにより、 時代に合った単価設定へ



2-③検討のポイント 基本水量の有無の選択



基本水量取扱いに関する考え方の変革

S42年 水道料金算定要領【水道普及率向上を目指す時代】

小口径給水管の使用者群に対しては、基本水量を付与するものとし、 概 ね 1 0 ㎡ が 適 当 で あ る と さ れ て い ま し た 。

背景: 公衆衛生向上の観点から、一般生活用の加入者を 優遇し、加入を促進する目的がありました。

(改訂)

H9年 水道料金算定要領【水道普及率が向上してきた時代】

今まで基本水量を付与していた料金は、料金の激変に対して考慮しながら基本水量の解消を図るものとする。

背景: 普及率が向上し、加入を促進するという目的は達成しつつあるため、サービス部分であった基本水量をなくしていきたいという考え方があります。

3 白馬村の水道料金の現状(冷和4年度数値より)

◆ 口径別にみると・・・・

13mmが全体の約75%を占める。 次いで口径20mmと口径25mmが約12%ずつ、全体の約24%を占める。

◆ 用途別にみると・・・

住宅が全体の約58%を占める。 次いで営業用が全体の約31%、別荘が約6%を占める。

◆ 1か月の使用水量は・・・

10m以下が全体の50%を占める。 次いで11~20mが全体の約25%を占める。

◆ 県内の類似団体や大北管内等と比べて・・・ 使用水量が多くなるほど、料金は安くなる傾向にある。